

警告書（納付書同封）について 关于警告书（附付款通知书）

警告 あなたは市税等を滞納しています。
指定納期限前であっても、財産が発見され次第、順次差押を執行します。
強制的に徴収される前に、自主的な納付を！

警告 您已拖欠市税。
即使是在指定缴纳期限前，一旦发现财产，会按顺序依次进行扣押。
在强制征收之前，请自觉缴纳。

【警告書が届いた方へ】

次の市税等について、督促状等で納付をお願いしてきましたが、いまだに完納に至っておりません。

- ・市県民税（普通徴収）
- ・国民健康保険税（普通徴収）
- ・軽自動車税（種別割）
- ・固定資産税・都市計画税
- ・介護保険料（普通徴収）
- ・後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ・市県民税（特別徴収）
- ・法人市民税

【致收到警告书的人】

以下市税，我们已经寄送催缴单要求您缴纳了，但您尚未完全缴纳。

- ・市民县民税（普通征收）
- ・国民健康保険税（普通征收）
- ・小型汽车税（按类型）
- ・固定資産税・都市计划税
- ・护理保险费（普通征收）
- ・高齢者医疗保险费（普通征收）
- ・市民县民税（特别征收）
- ・法人市民税

- 差押になる前に至急納付してください。
- 延滞金は納付日で計算されます。
延滞金が加算される場合は、延滞金も納付することになります。
- 指定納期限内に納付が困難な場合は、事前連絡のうえ、財産や収支が分かる書類などを持参し来庁してください。

- 请在扣押前立即缴纳。
- 滞纳金是按缴纳日期来计算的。

如果您被加算滞纳金，那么还将支付滞纳金。

- 如果在指定缴纳期限内缴纳有困难的，请提前与我们联系，并携带能了解您财产以及收支状况的材料来市政府。

【滞納処分について】

徴収職員（徴税吏員）には、国税徴収法によって滞納者の財産に対する質問及び検査を行う権限が与えられており、銀行などの金融機関、勤務先、取引先などに対する調査を行い、督促状発布から10日経過した日以降、順次差押を行うことになります。

差押は、国税徴収法に基づき、あなたの意思に関わらず行われる強制処分になります。

【主な差押財産】・預貯金 ・給与 ・年金 ・生命保険 ・自動車 ・不動産など

【关于滞納処分】

根据国税征收法，征收人员（征税官员）有对滞納者的财产提出问题以及检查的权力，对银行等金融机构，工作单位和商业合作伙伴等进行调查，在催缴单寄送10日以后，依次进行财产扣押。

根据国税征收法，无论您的意愿如何，扣押将是强制性处罚。

【主要扣押财产】・存款和储蓄 ・工资 ・养老金 ・人寿保险 ・汽车 ・房地产等

【納付したのに警告書が届いた場合】

すでに納付済の場合は、行き違いですのでご了承ください。

金融機関等で納付してから市に収納されるまでに10日程度かかることがあります。

【缴纳后仍收到警告书时】

如果您已缴纳，那是我们这边的差错，敬请谅解。

从向金融机构付款到市里收到款可能需要10天左右的时间。

【分割納付されている方等】

やむを得ない事情により分割納付されている方、既に相談済の方にも警告書を送付しております。連絡は不要です。

【分期付款的人】

对于不得已采取分期付款，且已经经过商谈的人也必须寄送警告书。不需要联系。

【相談窓口】

小山市役所 納税課

栃木県小山市中央町1-1-1 電話0285-22-9444

【咨询柜台】

小山市政府 納税科

栃木县小山市中央町1-1-1 电话0285-22-9444